

「被災者生活再建支援制度」について

(令和5年7月の大雨により床上浸水被害に遭われた方へ)

令和6年3月1日 五城目町

被災者生活再建支援法に基づき、令和5年7月の大雨により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する「被災者生活再建支援金」の支給に関するご相談、申請、手続きにつきまして、町から大切なお知らせがあります。

被災者生活再建支援金制度の利用期限につきまして（重要）

被災者生活再建支援制度には2種類の支援（「基礎支援金」と「加算支援金」）があり、それぞれで申請期限が異なります。

- ・ 基礎支援金「令和6年8月13日（火）」まで
- ・ 加算支援金「令和8年8月13日（木）」まで

※期限を過ぎますと、この制度は利用できなくなりますので

申請手続き、制度利用のご相談はお早めをお願いいたします。

支援金の申し込みができる世帯（本町関係分）※支給額は裏面のとおり

- ・ 大規模半壊世帯（基礎支援金、加算支援金）
- ・ 中規模半壊世帯（加算支援金のみ）
- ・ 解体世帯（基礎支援金、加算支援金）※半壊以上の世帯が対象です。

被災者生活再建支援制度に関する相談窓口・申請先

五城目町住民生活課 住宅支援チーム（五城目町役場3階）

TEL（018）852-5131 電子メール：sien@town.gojome.lg.jp

「被災者生活再建制度」支援金の支給額一覧（本町関係分）

（額の単位：万円）

区 分		① 基礎支援金	② 加算支援金 ※		計 ① + ②	
複数 世帯	・解体世帯 【対象】 大規模半壊、中規模半壊、 半壊の住宅をやむを得ない 事情により解体する場合	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	※世帯の 構成員が 複数の場合	・大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
				補修	100	150
				賃借	50	100
※世帯の 構成員が 単数の世帯	・中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100	
			補修	50	50	
			賃借	25	25	

（額の単位：万円）

区 分		① 基礎支援金	② 加算支援金 ※		計 ① + ②	
単数 世帯	・解体世帯 【対象】 大規模半壊、中規模半壊、 半壊の住宅をやむを得ない 事情により解体する場合	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	※世帯の 構成員が 単数の世帯	・大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
				補修	75	112.5
				賃借	37.5	75
※世帯の 構成員が 単数の世帯	・中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75	
			補修	37.5	37.5	
			賃借	18.75	18.75	